

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

2019年度の診療報酬の改定では、診療報酬本体部分は、0.41%の引き上げとなったものの、薬価はマイナス0.51%の引き下げとなった。

安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ、医療提供体制が整えられてこそ、国民生活支えることができるのである。

また、公立病院は、都市部から離島・へき地まで存在し、民間医療機関では対応することが困難な医療に積極的に対応するなど、地域における基幹病院としての役割を担っているため、経営は一層厳しいものとなっており、医師・看護師不足のために一時的に閉鎖している病床を、将来に渡って閉鎖を固定化する事態も懸念される。

道内医療機関における病床削減は、出産できる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねない。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 診療報酬の引き下げは行わず、適正な水準を確保すること
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること
- 4 医師・看護師等、医療人材の確保を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）